平成２４年（フ）第１０５９号
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1131番地　藤ハイム103号
債務者　武井　洪範
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　育雄
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月４日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２５号
静岡市清水区今泉146番地の１
債務者　佐野多壽子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　英行
4　破産債権の届出期間　平成24年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７４号
新潟市江南区曙町１丁目１番63号
債務者　太田　　聡
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　直己
4　破産債権の届出期間　平成24年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月３日午前11時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１８号
新潟市西区浦山１丁目３番30号　青山ハイツ501、前住所新潟市中央区南出来島２丁目６番67号
債務者　小林　修吾
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　雄亮
4　破産債権の届出期間　平成24年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月10日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２号
広島市西区山田町34番地114
債務者　大田　良治
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芥川　　宏
4　破産債権の届出期間　平成24年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６０号
広島県呉市神山３丁目19番22号
債務者　下瀬奈々子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島崎　正幸
4　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第５２号
鳥取県鳥取市元町271番地
債務者　片山　澄恵
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成24年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５４号
宮崎市江平東町11番地６　フラワーマンション江平402号
債務者　那須　和隆
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８２７号
札幌市中央区南10条西11丁目２番22―105号、主たる居住地東京都練馬区桜台２丁目16―６シャンブル江古田101号
債務者　中田　隆広
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田友樹示
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４９号
奈良県橿原市中曽司町419番地の５
債務者　佐野　義夫
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北岡　秀晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月６日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
奈良県北葛城郡広陵町大字弁財天306番地３
債務者　北川建設こと　北川　幾男
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋岡　英司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月６日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
福岡県久留米市青峰１丁目18番14号
債務者　吉本　博光
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舞弓　　紫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２３８号
仙台市宮城野区東仙台７丁目３番６号、住民票上の住所仙台市泉区みずほ台９番地の２ヴェルビュみずほ台308
債務者　相澤　敏典
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係